

デジタル学習基盤特別委員会における専門部会等の設置について
(案)

令和6年 月 日
デジタル学習基盤特別委員会決定

初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会運営規則（令和5年5月16日デジタル学習基盤特別委員会決定）第二条に基づき、デジタル学習基盤特別委員会に次の審議組織を設置する。

1 デジタル教科書推進ワーキンググループ
(所掌事務)

デジタル教科書の在り方と推進方策に関する重要事項を調査審議すること。